

# 特定福祉用具販売に係る重要事項説明書

## 1 会社概要

### (1) 概要

事業所名	有限会社 大平商事
所在地	青森県八戸市類家二丁目7番46号
管理者名	小平 朗
電話番号	0178-44-2040
FAX番号	0178-46-4803
事業所番号	0270302540
サービスを提供できる地域	八戸市・三戸郡・おいらせ町・六戸町・三沢市

\* 上記地域以外にお住まいの方でもご希望の方はご相談ください。

### (2) 当事業所の職員体制

職名	資格	常勤	非常勤	合計
管理者	福祉用具専門相談員	1名(兼務)		1名
従業者	福祉用具専門相談員	2名		2名
	事務員	1名		1名

### (3) サービスの提供時間帯

平日	午前9時～午後5時00分
休業日	土・日曜日、祝・祭日、お盆(8月13日～8月16日)・年末年始(12月30日～1月3日)

### (4) 特定福祉用具販売の取扱い種目

・腰掛便座	・入浴補助用具 *1
・自動排泄処理装置の交換可能部品	・簡易浴槽
・排泄予測支援機器	・移動用リフトのつり具の部分

\*1・・・入浴補助用具とは、以下の①～⑦です。

- ① 入浴用いす
- ② 浴槽用手すり
- ③ 浴槽内椅子
- ④ 入浴台
- ⑤ 浴室内すのこ
- ⑥ 浴槽内すのこ

## ⑦ 入浴用介助ベルト

固定用スロープ、キャスターが付いていない固定された歩行器、単点杖（松葉杖やステッキ以外）、多点杖は、貸与・販売の選択制となります。

## 2 提供するサービスの内容及び費用等について

### (1) 特定福祉用具販売計画の作成

- ・ 利用者の日常生活や心身の状況及び希望を踏まえ、サービス目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容等を記載し特定福祉用具販売計画を作成します。

なお、既に利用者の居宅サービス計画(又は介護予防サービス計画)が作成されている場合は、その内容に沿って当該計画を作成します。

特定福祉用具販売計画の作成に当たっては、その内容を利用者説明し、同意を得たうえで、交付します。

## 3 購入費用

(1) 特定福祉用具の購入にかかる「利用者負担金（介護保険が適用された場合）」は、請求書に記載されている料金（以下、購入費という。）によるものとし、原則、購入費の1割（一定以上の所得のある方は、2割又は3割）の額となります。

購入費と利用者負担額の差額については、市町村の窓口等へ申請することで、被保険者もしくは指定福祉用具販売事業所に後日支給されます。

介護保険を適用する上で利用可能な購入費の上限額は、毎年4月1日から3月31日の12か月間で10万円までとなっており、超過分の購入費については全額（10割）ご負担いただきます。また同一年度内において、介護保険を適用し購入済みの種目を再度購入する場合は、原則、支給を受けられませんのでご注意ください。

### (2) 特別な運搬にかかる費用

○基本的に、搬入・搬出費用はサービス料金に含まれております。ただし、以下の場合には別途料金をご負担いただくことがあります。

- ・ 搬入・搬出に特別な作業を必要とする場合
- ・ 遠隔地、当社の営業地域以外への搬入・搬出

### (3) 交通費等

上記1の(1)のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。

それ以外の地域にお住まいの方は、専門相談員が訪問するための交通費の実費をご負担していただくことがあります。

## 4 その他サービスのご利用上の留意点

(1) サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業所にお知らせ下さい。

(2) 福祉用具専門相談員に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業

所が行いますが、実際の提供にあたっては、利用者の心身の状況や意思に十分な配慮を行います。

## 5 サービス内容に関する苦情

### (1) 当事業所のお客様相談・苦情窓口

担当者 小平 朗

電話 0178-44-2040 F A X 0178-46-4803

### (2) 苦情処理体制

苦情があった場合は、ただちに管理者が相手方（家族）に連絡を取り、直接行くなどして詳しい事情を聞くとともに、担当者から事情を確認します。

苦情の記録は台帳に保管し、再発防止に役立てます。

### (3) その他

当事業者以外に、お住まいの市町村及び青森県国民健康保険団体連合の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

ア 八戸市介護保険課：0178-43-9292

イ 青森県国民健康保険団体連合会（苦情処理委員会）：017-723-1336

## 6 事故発生時の対応について

- (1) 利用者に対する特定福祉用具販売に係るサービス提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、当該利用者の家族、担当の介護支援専門員（又は地域包括支援センター）の連絡をおこなうとともに、必要な処置を講じます。
- (2) 利用者に対する特定福祉用具販売に係るサービス提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。
- (3) 事故が生じた際には、その原因を究明し再発防止の対策を講じます。

## 7 秘密の保持、個人情報の取扱いについて

- (1) 当事業所は、サービスを提供するうえで知りえた利用者及びその家族に関する秘密・個人情報については、利用者または第三者の生命・身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除いて、第三者に漏らすことはありません。
- (2) あらかじめ文書により利用者及びその家族から同意を得た場合は、前項にかかわらず、情報を提供することができます。
- (3) 利用者の個人情報の取扱いについては個人情報保護法を遵守し、個人情報を用いる場合は事業者が定める個人情報保護に関する規定に従い、対応します。なお、利用者の家族の個人情報についても同様です。
- (4) 利用者及び利用者の家族の個人情報を使用する期間はサービス利用契約期間とします。

## 8 虐待・ハラスメントの防止のための取組について

- (1) 虐待・ハラスメント防止に関する責任者は、以下の者選定しています。

【虐待防止に関する責任者】 小平 朗

- (2) 虐待の防止のための指針を整備するとともに、対策を行う検討委員会、従業者に対する虐待・ハラスメント防止を啓発・普及するための研修を定期的で開催します。
- (3) 虐待等が明らかになった場合は、速やかに市町村の窓口に通報します。